

会津美里町発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用基準

令和2年4月1日 実施

令和4年12月23日 改正

令和6年9月9日 改正

令和7年1月31日 改正

会津美里町工事請負契約約款(平成17年会津美里町告示第154号)第10条第3項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和措置について、以下に定める事項により運用するものとする。

1 緩和の対象となる工事

町又は国若しくは地方公共団体(以下「町等」という。)が発注している工事(ただし、発注者それぞれが現場代理人の兼務を承認した工事に限る。)で、品質管理や安全管理に支障がないものに限り、次のいずれかに該当する場合は、現場代理人を兼務することができる。なお、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

(1) 同一の主任技術者が管理できる工事で、次の全ての要件を満たす場合、当該工事を含め3件まで現場代理人を兼務することができる。ただし、専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は、当該工事を含め原則2件までとする。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

イ 工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した工事であること。

(2) 発注者が同一であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事の場合、当該工事を含め2件以上現場代理人を兼務することができる。

(3) (1)及び(2)のほか、次の全ての要件を満たす工事の場合、当該工事を含め2件まで現場代理人を兼務することができる。

ア 対象工事の工事箇所がいずれも会津美里町内の工事(会津美里町内の隣接する市町村の境界を挟んでいる工事箇所である場合を含む。)であること。

イ 当該工事の契約金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)であり、かつ、町等から受注している先行工事の契約金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)であること。

2 緩和の対象としない工事

(1) 町が入札公告又は入札通知書等において現場代理人を兼務することができない旨の規定をした工事

(2) 常駐義務緩和の申請時に、工事担当課が支障あると判断した場合

3 契約変更時の取扱

現場代理人が複数現場を兼務している工事について、設計変更等による変更契約により、対象工事の条件を満たさなくなった場合についても、引き続き、現場代理人の兼務を認める工事として取り扱う。

ただし、品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には、現場代理人の兼務を取り消す場合がある。

4 手続き

現場代理人の兼務を希望する受注者は、契約締結時に、当該工事担当課へ「現場代理人兼務届出書(以下「届出書」という。)」を提出するものとする。なお、この場合において、国又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発注する工事との現場代理人の兼務を希望する受注者は、国等の発注者が現場代理人の兼務を承認したことが明らかな書類を添付するものとする。

5 現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等

(1) 届出書が提出された各工事現場において、受注者は次の事項を履行すること。なお、履行されていないことが確認された場合には、常駐義務緩和を取り消すものとする。

- ① 現場代理人は、常に監督員と連絡がとれる体制を確保すること。
- ② 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事現場の運営及び取り締まりを徹底すること。
- ③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、必要に応じて連絡員を配置するなど、現場の安全管理の徹底を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

※ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記の

①、②、③の義務事項を除外する。

- ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
- イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
- ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合
- エ) 工場製作のみが行われている場合

- ④ 現場代理人は、1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。
- ⑤ 現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和措置対象工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとする。

(3) 受注者が発注者から現場代理人の常駐義務緩和を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合は、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

附 則

- 1 この運用基準は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この運用基準の実施前に契約した工事についても、先行工事として対象とすることができる。
- 3 会津美里町発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する運用基準(平成26年10月)は、廃止する。

附 則

この運用基準は、令和5年1月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、令和6年10月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、令和7年2月1日から実施する。

別紙

現場代理人兼務届出書

年 月 日

会津美里町長

住所
商号又は名称
代表者氏名

現場代理人の兼務について、下記のとおり届出いたします。
なお、工事の施工に当たり、関係法令を遵守し安全管理及び工程管理に万全を期し、万が一施工が不適当と判断されたときには、いかなる措置を受けても意義はありません。

記

現場代理人氏名		連絡先	(携帯番号等)
---------	--	-----	---------

1 対象工事

発 注 機 関	
工 事 担 当 課 名	
工事番号・工事名	第 号
工 事 箇 所	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
主任技術者氏名	

2 先行工事(現場代理人が現在従事している工事)

発 注 機 関	
工 事 担 当 課 名	
工事番号・工事名	第 号
工 事 箇 所	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
1 と の 重 複 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
主任技術者氏名	

(注)国等が発注する工事の場合、国等が現場代理人の兼務を承認したことが明らかな書類を添付すること。

(裏面)

(1) 届出書が提出された各工事現場において、受注者は次の事項を履行すること。なお、履行されていないことが確認された場合には、常駐義務緩和を取り消すものとする。

①現場代理人は、常に監督員と連絡がとれる体制を確保すること。

②現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事現場の運営及び取り締まりを徹底すること。

③現場代理人が工事現場を離れるときは、必要に応じて連絡員を配置するなど、現場の安全管理の徹底を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

※ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記の

①、②、③の義務事項を除外する。

ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合

エ) 工場製作のみが行われている場合

④現場代理人は、1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。

⑤現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和措置対象工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとする。

(3) 受注者が発注者から現場代理人の常駐義務緩和を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合は、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。